

●被扶養者認定時の提出書類（2023. 2）

- ・被扶養者認定にあたり、提出する書類の区分は次のとおりです。認定対象者の事由・状況に応じて該当書類を全て提出してください。
- ・同一世帯の複数の者を被扶養者として同時申告する場合、重複する添付書類は1部のみの提出で構いません。（世帯全員の所得証明書、住民票、資格喪失証明書等）
- ・HP掲載欄に○があるものは、共済組合のホームページに様式を掲載しています。
- ・証明書等は、所属所受付日から3か月以内に発行されたものを有効とします。

区 分	項番号
基本の提出書類	1～7
国民年金第3号被保険者の手続き	8～10
認定事由等の確認	11～20
認定対象者の状況確認	21～32

基本の提出書類

	提出書類	HP 掲載	備 考
1	被扶養者申告書（認定）	○	
2	扶養事実申立書Ⅰ （認定対象者と扶養義務者との状況）	○	次の者は提出不要 ・組合員の配偶者 ・組合員の配偶者以外で、扶養手当の支給対象となっている者
	扶養事実申立書Ⅱ （認定対象者の収入の状況）	○	次の者は提出不要 扶養手当の支給対象となっている子・養子のうち、認定日の属する年度の到達年齢が18歳以下で収入がない者
3	個人番号申告票	○	※出生等で申告時に個人番号未交付の場合は後日提出可。その場合、申告書の余白に「後日」と記入
4	（認定対象者の）世帯全員の所得証明書 ※30も参照のこと	—	「扶養事実申立書Ⅱ」が不要となる者は不要。 ※認定対象者が組合員の配偶者のときは、配偶者本人の所得証明書（全世界帯は不要）
5	（認定対象者の）世帯全員の住民票 ※続柄表示のあるもの	—	次の者は提出不要 ・組合員の配偶者
6	組合員との続柄が確認できる書類 （戸籍謄本、母子手帳の出生届済証明等）	—	扶養手当のない者で、他の添付書類で続柄が確認できない者

7	直前に加入していた健康保険の資格喪失証明書（出生による認定を除く） ※雇用保険の資格喪失日ではありません	—	※居住地の国民健康保険に加入していた場合は省略可 ※被扶養者のつけかえの場合で、扶養者の双方が当共済組合の組合員の場合は提出不要
	福祉医療該当・非該当報告書	○	18歳以下の者は、認定時に共済組合が調査。19歳以上で該当の場合は提出

国民年金第3号被保険者の手続き（20歳以上60歳未満の配偶者）

	提出書類	HP掲載	備考
8	国民年金第3号被保険者関係届	○	※任意継続組合員の被扶養者は該当とならないため提出不要
9	基礎年金番号が確認できる書類（マイナンバーを記入した場合も必要）	—	※組合員が65歳以上のときを除く
10	（第3号用）被扶養者申告書 ※共済組合の独自の書式で、通常は提出不要	○	被扶養者認定日と第3号被保険者資格取得日が相違する場合のみ必要

認定事由確認のため必要な書類

	認定の事由	提出書類等
11	出生（出生の証明を受けた場合に限る）	母子手帳の出生届済証明（保護者欄に組合員名が記入されており、かつ証明を受けたもの）の頁（写） または誕生日及び組合員との続柄がわかる証明書（住民票）等
12	婚姻	・婚姻日の確認できる書類（戸籍謄本、受理証明等） ・内縁の場合は共済組合へお問合せください
13	離職	離職日の確認できる書類（写）
14	給与所得の減少	変更後の労働条件等証明書(注)、雇用通知書（写）等
15	年金所得の減少	最新の年金額が確認できる書類（写）※振込通知、決定通知等
16	事業等所得の減少（個人事業の廃止を含む）	・確定申告書及び収支内訳書等（写） ・廃止の場合は廃業届（写）
17	失業給付受給終了	雇用保険受給者証（写）※「支給終了」と記載があるもの
18	休業給付受給終了	受給終了日が確認できる書類（写）※当該健康保険者等発行のもの
19	養子縁組	養子縁組が確認できる書類
20	その他	事由発生日が確認できる書類

認定対象者の状況を確認するための書類

認定対象者の状況		提出書類等	
21	無収入の者	4で提出した所得証明書で、認定対象者の収入があると証明されている場合は、その収入が現在は無いことがわかる書類。	
22	18歳以上の学生	<ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書又は学生証の写し（有効であることが確認出来る物）。 ・入学前の場合は、入学許可証等（写） 	
23	給与所得がある者	<ul style="list-style-type: none"> ・「労働条件等証明書等」※HPに様式を掲載 ・業務委託等の場合は、委託契約書等（写）及び給与等の支払証明 	
24	年金所得がある者	最新の年金額が確認できる書類（写） ※認定対象者に年金の受給権が発生することが見込まれる場合は、年金額が決定される（試算書等で額が確認できる）まで認定されません。	
25	事業等所得がある者	確定申告書及び収支内訳書等（写） ※税務署の受付日が次のいずれかで確認できるものに限る <ul style="list-style-type: none"> ・受付印 ・電子データで提出の場合は「送信票」および申告書の写しに受付日時が印字されているもの 	
26	利子所得がある者	金額が確認できる書類	
27	株式等の譲渡所得がある者	<ul style="list-style-type: none"> ・特定口座の場合は、特定口座年間取引報告書（写） ・その他の場合は、確定申告書及び株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（写）※税務署の受付日が確認できるもの 	
28	雇用保険がある者	受給中	雇用保険受給資格者証（写） ※基本手当日額及び受給状況が確認できる部分
		待機中	雇用保険受給資格者証（写） ※基本手当日額及び待機期間が確認できる部分
		延長中	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険受給資格者証（写）※基本手当日額等が確認できる物 ・受給期間延長通知書（写）
29	配偶者がいる者 （認定対象者が組合員の妻又は夫である場合を除く）	認定対象者の配偶者の所得証明書及び収入がわかる書類 例・認定対象者が組合員の母の場合、母の配偶者（父等）の書類が必要	
30	扶養手当のない者が、組合員と別居している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員の所得証明書及び収入の内容がわかる書類 ・他の扶養義務者（認定対象者の配偶者、親、子、兄弟姉妹等）の所得証明書及び収入の内容がわかる書類 <p>※組合員が主たる生計維持者であるかを確認するため、組合員及び他の扶養義務者の所得を比較します。 組合員より他の扶養義務者の所得が多い場合は、原則として組合員の被扶養者として認定されません。</p>	
31	同居が要件の者で、施設等に入所している者	施設入所証明書等（写）	
32	その他	※共済組合が必要と認めた場合、その他の書類の提出を求める場合があります。	

